

J A F 国内レーシングコースの 公認に関する規定

| | |
|--------------|---|
| 2001年10月19日制 | 定 |
| 2002年1月1日施 | 行 |
| 2002年7月31日改 | 正 |
| 2003年1月1日施 | 行 |
| 2005年8月2日改 | 正 |
| 2005年9月1日施 | 行 |

第1条 総 則

社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、自動車レース競技の公正と安全を確保するため、国内のレーシングコースの公認に関し、国際自動車連盟（以下「F I A」という。）の国際モータースポーツ競技規則（以下「国際競技規則」という。）およびJ A F 国内競技規則に基づき、本規定を定める。

F I Aによる国際公認に関わる事項については、国際競技規則付則O項（以下「付則O項」という。）およびF I Aの「モーターレーシングコースの建設と安全に関するガイドライン」（以下「F I Aガイドライン」という。）に拠る。

第2条 公認コースおよびその格式

公認レース競技に使用されるコースは、F I AまたはJ A Fの公認を必要とする。

F I Aにより公認されたコース（以下「国際公認コース」という。）は、国際格式およびそれ以下の格式の公認レース競技に使用することができ、J A Fにより公認されたコース（以下「国内公認コース」という。）は、国内格式およびそれ以下の格式の公認レース競技に使用することができる。

第3条 コースの種別

1. 常設コース：
サーキットの諸設備が常設で、常時使用できるサーキット
2. 準常設コース：
サーキットの諸設備が部分的に恒久的で、各競技会開催ごとに準備されるサーキット
3. 特設コース：
サーキットの諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために特別に一時的に準備されるサーキット

第4条 公認申請の資格

J A F にコース公認を申請する者（以下「公認申請者」という。）の資格は、コース公認の種類により、下記の通りとする。

1. 常設コース：
コースの所有者または当該所有者からコース運営を委任された法人で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体。
2. 準常設コース：
 - 1) コースの所有者または当該所有者からコース運営を委任された法人で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体。
 - 2) コースの所有者から少なくとも当該年の12月末日までの使用契約を得た J A F 公認団体、J A F 加盟団体、J A F 公認クラブまたは J A F 加盟クラブ。
3. 臨時コース：
 - 1) コースの所有者または当該所有者からコース運営を委任された法人で、J A F 公認団体または J A F 加盟団体。
 - 2) コースの所有者から競技会期間中の使用契約を得た J A F 公認団体、J A F 加盟団体、J A F 公認クラブまたは J A F 加盟クラブ。

第5条 公認の手続き

国内公認コースの公認申請手続きは、以下の通りとする。

J A F国内レーシングコースの公認に関する規定

1. 申請手続き：

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、下記の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までにJ A Fに提出すること。

2. 添付書類：

1) 競技内容説明書：

開催を意図するレース競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。

なお、特設コースの場合は当該競技会の特別規則書草案を添付して提出すること。

2) 案内図

国土地理院発行の50,000分の1以上の地図に次の所在を記入すること。

(1)コースの位置

(2)指定の救急病院の位置（距離および所要時間を記入）

(3)主要道路、または最寄りの鉄道駅からの進入路

(4)その他（警察署、消防署など）

3) コースの図面

2部

次の事項を詳細に記入すること。

(1)周回方向

(2)スタートライン、フィニッシュライン、コントロールライン、赤旗ライン

(3)競技のための施設（レース管制室、事務局、計時室、審査委員室、コース監視ポスト、スターター用プラットフォーム、スタート灯火信号、ポスト灯火信号、パドック、車検場、コース監視器材（コースサイドモニター、電子判定器機）など）

(4)ピットエリア（ピット進入ロード、ピット出口ロード、ピットレーン（ファストレーン、コリドールおよび作業エリア）、速度規制開始／解除点、ウェイングエリア、ペナルティストップエリア、灯火信号、ピットガレージ、シグナリングプラットフォーム）

(5)防護体（コンクリートウォール、ガードレール、タイヤバリアなど）および安全設備（ランオフエリア、グラベルベッド、縁石など）

(6)観客の安全に対する施設（コースとの隔離フェンス、観客席、連

絡通路など)

- (7)救急施設（医務室、サービスロード、ヘリポート、救助車、救急車、消火車、消火器など）
 - (8)その他（事務所施設、駐車場、ガソリンスタンド、メディアセンター、ブリーフィングルームなど）
- 4) コースおよびその施設の説明書 2部
次の事項を詳細に記載すること。（詳細図面等により内容および位置を明確にすること）

(1)コース

- ①コースの全長 (m)
- ②コースの幅員：コースのみ 最大 (m) ~ 最小 (m)
安全地帯部分 最大 (m) ~ 最小 (m)
- ③コースの設定法（横断勾配、縦断勾配、曲率など）
- ④距離の測定法
- ⑤路面状態
- ⑥コースおよび付帯施設の概要：総面積 (㎡)、コースの面積 (㎡)、ピットの面積 (㎡)、パドックの面積 (㎡)、車検場の面積 (㎡)、駐車場の面積 (㎡)
- ⑦その他（排水対策、広告構造物、橋梁など）

(2)競技のための施設（上記2.3）(3)および(4)の詳細内容

(3)防護体および安全設備（上記2.3）(5)の詳細内容

(4)観客の安全に対する施設

- ①収容能力：総収容能力 (人)、メインスタンド (人)、駐車能力 (台)
- ②コースとの隔離フェンス（防護壁、補強ワイヤフェンス、公衆隔離用防護フェンスなど）の仕様
- ③連絡通路
- ④その他（緊急時の放送設備、競技会時の保安体制など）

(5)救急施設（上記2.3）(7)の詳細内容、緊急車両保有台数など

(6)安全上設置されるその他諸設備

第6条 コースの査察

1. J A F は、付則O項およびF I Aガイドラインに従い、以下のコ

J A F 国内レーシングコースの公認に関する規定

ース査察を行う。

なお、本査察は J A F がコースの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったコースにおいて事故が発生しても、J A F はなんら責任を負うものではない。

1) 義務づけられる査察

(1) J A F 公認コースとして新規申請および年度更新申請があった場合。

(2) 既存の J A F 公認コースでコースあるいは安全施設の変更を行う場合。

(3) 安全施設が暫定的である場合。

この場合コース所有者ならびに競技会オーガナイザーは競技会予選の 1 日前までに査察を受けるものとする。

2) 臨時に行われる査察

(1) 重大な事故が発生した場合。

(2) J A F が特に必要と認めた場合。

(3) コース所有者または競技会オーガナイザーより特に要請があった場合。

2. 査察員

査察は、J A F が指名する J A F 安全部会委員またはその他の適格者によって実施される。

査察中、関係者以外の立ち合いは許されない。

3. 査察項目

査察は次の項目について行われる。

1) 当該コースに適合する最高の公認レースの格式の決定

2) 当該コースに適合するレース車両の区分と最大出走台数の算定

3) 防護壁を含むコース状況全般

4) 観客の防護施設

5) 消火および救急医療施設、車両および器具

6) 場内通信設備全般

4. 査察実施に関する確認事項と査察に関する経費

J A F は公認申請者との間で査察の日程、経費、およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。査察に関する諸経費は原則として公認申請者が負担する。

5. J A F は、コースの地理、地形等、特殊な条件を勘案して、付則 O

項およびF I Aガイドラインに記載されていない事項を指示することができる。

第7条 査察報告

J A Fは、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。

公認申請者は、査察報告書に関して、送付を受けた時から20日以内に意見を申し立てることができる。この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとなされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関してJ A Fと公認申請者との間に見解の相違がある場合には、J A Fが検討し、最終決定を行う。

もしコースに複数のコースレイアウトがなされている場合、公認は査察を受けた部分に対してのみ有効である。

第8条 許可証の発給

すべての勧告および最終査察報告書による必要条件を満たしているコースに対し、その時点における安全事項を1年間継続して保持することを条件に「J A F 国内モーターレーシングコース許可証」（以下「許可証」という。）が発給される。

1. 許可証の内容

- 1) 公認の種別
- 2) 有効期間
- 3) コースの長さ
- 4) 周回方向
- 5) ポールポジションの位置
- 6) グリッドの形式
- 7) 競技会の格式
- 8) 車両区分、クラス区分、出走台数に関する制限基準
- 9) その他の条件（競技距離、競技時間、燃料補給を伴う競技の可否など）

2. 公認有効期間

常設および準常設コース許可証の有効期間は、その発給日からそ

の年度の12月31日までとする。

ただし12月1日から12月31日までの間に新たに公認されたコースについては翌年の12月末日まで有効とする。

特設コースの許可証の有効期間は原則として、当該競技会の開催中に限られる。

第9条 更新手続き

更新手続きは前年の11月末日までに所定の申請書をもって行うこと。

第10条 仮公認

更新申請に際し査察を行った結果、必要とされる改善事項については施工完了まで最大12ヶ月の期間が与えられ、その間は条件付仮許可証が発給される。

第11条 コースの距離の測定

コースの距離は、付則0項に従い、測定されるものとする。

第12条 ピット

1. ピットレーンの速度制限

J A Fは、コース毎に、その長さ、幅員等を勘案して、これを定める。

2. ピットの設備

J A Fは、コース毎に、ピットエリアの規模、車両区分、競技の特性（距離、時間、燃料補給の有無、他）等を勘案して、これを定める。

第13条 本規定の施行

本規定は、2005年9月1日より施行する。